測量・調査業務検査要領

（趣旨）

第１　奈良県広域水道企業団の発注する測量業務及び地質・土質調査、試験、解析等に関する業務（以下「測量・調査業務」という。）の適正な履行を確保するため、地方自治法第 234 条の２第１項に規定する検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県広域水道企業団契約規程その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（用語の意義）

第２　この要領においての用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）監督職員

測量業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）及び地質・土質調査業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）に定める総括監督員、主任監督員又は監督員。

（検査の種類及び時期）

第３　検査職員の行う検査は、次に掲げる種類及び時期とする。

（１）完了検査

測量及び調査業務の完成を確認するための検査で、監督職員の成果品の確認が終了し、受注者から作業完了届の提出があったとき。

（２）部分引渡し検査

測量及び調査業務の部分引渡しを確認するための検査で、監督職員の部分引渡し成果品の確認が終了し、受注者から業務部分完了報告書の提出があったとき。

（３）部分払検査

測量及び調査業務の部分払を確認するための検査で、受注者から既済部分検査請求書の提出があり、監督職員の部分払成果品の確認が終了したとき。

部分払検査には、債務負担行為を設定した業務における年割額を支払うための年度精算検査を含めるものとする。

（検査職員の任命）

第４　検査職員は、所属長が任命する職員とする。ただし、事務所内に監督職員を除いて検査職員がいない時は、技術・危機管理課長が任命する職員とする。

（検査の命令）

第５　所属長は、検査ごとに第４により任命された検査職員に検査の執行を命ずるものとする。技術・危機管理課長は、第４により技術・危機管理課長が任命した検査職員に検査の執行を命ずるものとする。

（検査対象）

第６　検査対象は、奈良県広域水道企業団が発注するすべての測量及び調査業務とする。

（検査の実施）

第７　検査は、測量及び調査業務が契約書及び設計図書（仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）（以下、「契約図書」という。）に基づき適正に履行されたかどうか、実地に内業検査（書類検査）により行う。

（検査の立会）

第８　所属長は、検査職員の検査に際しては測量・調査業務を担当する監督職員及び関係職員を立会させなければならない。

２　受注者の検査立会については、測量業務共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）第 120 条、地質・土質調査共通仕様書（奈良県県土マネジメント部）第 120 条の定めるところによるほか、受発注者間の協議により、ウェブ会議システム等を活用したオンラインによる検査立会も可とする。

（監督職員の検査準備）
第９　監督職員は、検査に際し自ら、又は受注者に指示して次の各号に掲げる書類を準備しなければならない。
（１）契約図書
（２）測量・調査業務成果物
（３）測量・調査業務管理記録
（４）指示書、承諾書、打合せ記録簿
（５）その他必要と思われる資料

（修補の指示等）
第 10　検査職員は、検査を行った結果、修補の必要があると認めたときは、速やかに修補指示書（第１号様式）を作成して、監督職員を通じて受注者に交付するものとする。
２　検査職員は、前項の規定により修補を指示したときは、直ちに修補指示報告書（第２号様式）を作成し、所属長に報告しなければならない。
３　所属長は、受注者から修補完了届（第３号様式）を受理したときは、速やかに監督職員に確認させなければならない。

（修補確認検査）
第 11　所属長は、監督職員から修補の完了確認の報告を受けたときは、速やかに検査職員に検査の執行を命ずるものとする。
２　検査職員は、修補の検査が終了したときは、直ちに修補検査報告書（第４号様式）によって、所属長に報告しなければならない。

（注意事項）
第 12　検査職員は、検査を行った結果、軽微な修補の必要があると認められるとき、又は修補の必要はないが、受注者に注意等の指導を行う必要があると認められるときは、第 10 の規定にかかわらず直ちに監督職員の立会のもとで受注者に指示、又は注意するものとする。
２　前項の軽微な修補の完了については、監督職員は完了を確認のうえ当該検査職員に文書により報告するものとする。

（検査の中止）
第 13　検査職員は、検査の実施にあたり、各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに所属長に報告して、その指示を受けなければならない。
（１）受注者、又は主任技術者、若しくはその使用人等が検査の執行を妨害し、又は検査職員の指示に従わず、検査の実施が困難なとき。
（２）成果物が、設計図書に著しく相違し、業務内容に重大な欠陥があるとき。
（３）前２号に掲げるもののほか、検査することが不適当と認められるとき。
２　所属長は前項第１号及び第２号に該当する事実があると認めたときは、測量・調査業務等委託契約書第 44 条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な処置を検討する。

（検査結果の報告）
第 14　検査職員は、完了検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について業務成績の評定を行い、別に定める委託業務等成績評定表（委託業務等成績評定要領）（以下「評定要領」という。）を、委託業務確認書（第５号様式）とともに所属長に提出し、報告するものとする。
２　前項に規定する業務成績の評定は、別に定める評定要領によるものとする。
ただし、契約金額が１件 100 万円以下の業務にあっては、委託業務確認書により評定に代えることができる。
３　成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に契約不適合があることが発見されたときは、前第１項で行った評定結果を評定要領に基づき修正し、その結果を所属長に報告するものとする。
４　部分引渡し検査又は部分払検査を完了したときは、委託業務確認書（第５号様式）により、所属長に報告するものとする。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。